

静岡市いきいき都市農業推進事業補助金実施要領

静岡市経済局農政部農業政策課

静岡市は、都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）第 3 条の基本理念にのっとり都市農業の振興を図ることで、地域住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能だけでなく、防災や良好な景観形成、地域住民の都市農業に対する理解の醸成の場等の多様な機能を持つ都市農業の振興を図るための取り組みを行う都市農業者を支援する。

なお、当事業の実施にあたっては、静岡市いきいき都市農業推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び静岡市いきいき都市農業推進事業補助金実施要領（以下「要領」という。）を遵守するものとする。

1 定義（要綱第 2 条関係）

要綱第 2 条に規定する「生産活動」とは、農作物の生産、加工及び販売に関する一連の活動をいう。

2 補助事業（要綱第 4 条関係）

要綱第 4 条に規定する補助事業は、要綱第 2 条に規定するいきいき都市農業推進事業であって、別表 1 に掲げるとおりとする。

ただし、以下に掲げる事業は補助事業としない。

- (1) 種苗、肥料、農薬、ビニールマルチ、防草シート等の生産資材
- (2) 鍬、スコップなどの小農具
- (3) 軽トラック等の車両やパソコン等の汎用性があると認められるもの
- (4) 200 リットル以上の雨水貯水タンク
- (5) 自主施工を行うための資材費
- (6) 既に所有している施設や機械・器具等と同等の施設や機械・器具等
- (7) 充電式の機械・器具を導入する場合の予備バッテリー
- (8) その他市長が適当ではないと認めるもの

3 補助金の額（要綱第 6 条関係）

要綱第 6 条（別表）に規定する補助金の額のうち、補助金の額が補助対象経費の 2 分の 1 を乗じて得た額として扱う機械器具は要綱第 2 条第 3 号に掲げる事業のうち、化石燃料の使用量削減に寄与するものであって、充電式の機械器具のほか園芸施設におけるヒートポンプとする。

4 交付の申請（要綱第 7 条関係）

要綱第 7 条に規定する用語に対する定義は下記のとおりとする。

- (1) 要綱第 7 条に規定する「別に定める日」は、1 月 31 日とする。ただし、予算の状況により変更する場合がある。
- (2) 要綱第 7 条第 5 号に規定する施行業者による耐用証明書は、耐用証明書（要領様式第

1号)によるものとし、納入業者が作成しなければならない。ただし、任意の様式であっても耐用証明書に記載すべきすべての事項が記載されたものであって納入業者が作成したものであれば代用可能とする。

(3) 要綱第7条(8)に規定する「確定申告書の写し又は農業収入が確認できる書類」は、前年の農業収入が50万円以上であることが確認できるものであって、青色申告を行っている者は農業所得用の損益計算書を、それ以外の者は確定申告書に記載の農業収入の内訳が確認できる書類を添付するものとする。なお、農業収入には家事消費事業消費金額のほか雑収入は算入しない。

(4) 要綱第7条(12)に規定する「市長が必要があると認める書類」は下記のとおりとする。

ア 中古の農業用機械等を導入する場合は、施行業者による耐用証明書

イ 農地の所有者と補助対象者が異なる場合は、確認書(要領様式第2号)

ウ 農地が共有名義である場合は、共有名義農地にかかる事業代表者指定届(要領様式第3号)

エ 相続が生じた場合にあっては、相続人代表者指定届(要領様式第4号)

オ 事業実施地番を補助対象者以外の者が所有する場合は、事業実施申出書(要領様式第5号)

5 交付の決定(要綱第8条関係)

要綱第8条に規定する交付の決定は、法令、予算等に照らしてその内容を審査したうえでいきいき都市農業推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助対象者あてに通知する。なお、事業の事前着手はいかなる理由においても認められないため、交付決定が通知されるまで事業に着手することはできない。

6 変更、中止又は廃止の承認申請(要綱第10条関係)

要綱第10条第3項に規定する市長が必要があると認める書類は下記のとおりとする。

(1) 変更後の見積書の写し

(2) 事業を変更する場合にあっては、その変更内容がわかる図面、カタログ、パンフレットのほか、施設や機械・器具の仕様が分かる書類

(3) その他確認のために必要となる書類等

7 実績報告(要綱第12条関係)

要綱第12条第3項に規定する市長が指定する書類は下記のとおりとする。

(1) 納品書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 出来型写真(補助対象機械・器具及び型番がわかるもの)

(4) その他確認のために必要となる書類等

8 その他

事業内容等についての問い合わせは下記のとおりとする。

静岡市経済局農政部農業政策課農業支援係

電話番号 054-354-2086 (受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分)

附則

この要領は、令和5年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和6年度の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和7年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象区分	補助の対象
栽培用管理施設	水耕栽培施設、高設栽培施設、雨よけ施設、ビニールハウス（ビニールの張替は耐用年数5年以上の資材であること）、温室（ガラス、アクリル）、ヒートポンプ、自動天窓、空調機、育苗施設 等
栽培管理用機械	播種機、田植機、水稻直播機、草刈り機、チェーンソー、トラクター、管理機、コンバイン、整枝機、バインダー、収穫機、定植機、可搬用摘採機、乗用型摘採機、深耕機、土壌消毒機、滅菌機 等
農作物被害防止施設	防風ネット、防虫ネット、鳥獣害防止ネット、電気柵 等
防除施設・機械	スプリンクラー、動力噴霧器、防除用タンク 等
運搬作業施設・機械	運搬機（動力付きを含む）、モノレールの敷設（本体、レール） 等
農作物処理加工施設	農作物加工用機械・器具、製茶機、仕上茶機械 等
集出荷貯蔵施設	選別機、袋詰機、結束機、予冷库、冷蔵庫、冷凍庫、貯蔵庫、乾燥機 等
販売施設	農作物販売用自動販売機、無人販売用施設、直売施設 等
灌水・給排水施設	（灌水施設）自動灌水施設、スプリンクラー、小型ポンプ 等 （給排水施設・その他）用排水路設備、農業用井戸の設置、200リットル未満の雨水貯水タンク 等
市民農園整備事業	市民農園の開設及び整備に伴う造成、トイレの設置、農作業用機械・器具、農機具小屋、資材庫 等
その他市長が必要があると認める施設、機械	

耐用証明書

令和 年 月 日

申請者氏名 様
(申請者住所)

下記の農業用機械等の耐用については、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 農業用機械等の名称	
2 型式	
3 機番 (型番)	
4 耐用年数	年以上

令和 年 月 日

事業者名称

印

住所

確認書

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

静岡市いきいき都市農業推進事業補助金交付要綱第7条に基づく事業計画書(様式第2号)に記載した事業実施場所について、下記の農地所有者と同一住所であり同一生計であることに相違ありません。

事業実施場所

農地所有者 住所

氏名

事業代表者指定届

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

静岡市いきいき都市農業推進事業補助金交付要綱第7条に基づく事業計画書(様式第2号)に記載した共有名義の事業実施場所に係る補助金の申請及び受領について、下記のとおり指定しましたので届け出ます。

事業実施場所			
台帳地積		所有者	
申請地積		納税義務者	
申請者	住所		
	氏名		
共有名義人	氏名	申請者との続柄	住所

相続人代表者指定届

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

相続人代表者 氏名

電話

静岡市いきいき都市農業推進事業補助金交付要綱第7条による申請を行った被相続人に係る補助金の申請及び受領について、相続人代表者を次のとおり指定しましたので届け出ます。

相続人 代表者	住 所	電 話	
	氏 名	被相続人との続柄 ()	
被相続人	死亡時の住所		
	氏 名		
	死亡年月日		
相 続 人	氏 名	被相続人との続柄	住 所

事業実施申出書

令和 年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

静岡市いきいき都市農業推進事業補助金交付要綱第7条に基づく事業計画書(様式第2号)に記載した事業の実施にあたって、事業実施地番の所有者から承諾を得ていることを申し出ます。

事業実施地番

農地所有者 住所

氏名

実施する事業の内容